交通事故損害賠償に関する最近の最高裁判例と実務への影響
～定期金賠償と損益相殺的な調整～

２０２４年7月１９日

発表者　弁護士　青　　野　　　　渉

第１　問題意識について（本文９頁）

定期金賠償について、依頼者に説明するためには、損益相殺的な調整との関係の説明が必要となる。→　公的保険との損益相殺的な調整と、定期金賠償が本稿のテーマである。

第２　保険代位に関する前提知識

１　保険代位とは（本文 10 頁）

保険代位とは、保険金を支払った保険者が、保険金支払の原因となった保険事故と同一の事由に基づいて被保険者が有する債権（被保険者債権。保険法２５条）を代位取得する制度である。

２　「保険代位」と「損益相殺的な調整」の関係（本文 10 頁）

交通事故の被害者が、賠償義務者に対して、損害賠償請求をする際に、被害者が既に受領した保険給付等がある場合には、損害賠償請求権からこれを控除することがある。最高裁判所は、このような控除を、ひろく「損益相殺的な調整」という言葉で表現している（平成５年最判等）。

「損益相殺的な調整」は、大別すると「代位型」と「非代位型」の２種類に分けられる。

①　代位型　→　損益相殺的調整を行う理由は明確であり、保険者が代位取得することにより被害者が損害賠償請求権を喪失することが、損益相殺的調整の理由である。

保険者が代位取得する債権額＝被害者が失う債権＝損益相殺的な調整をする額

※　最高裁判例によれば、被害者の有する損害賠償請求権について損益相殺的な調整を行う理由は、あくまでも代位によって被保険者債権が保険者に移転することが理由であることは繰り返し指摘されている（公的保険～最判５２年５月２７日民集 31 巻 3 号 427 頁、最判昭和５２年１０月２５日民集 31 巻 6 号 836 頁。私保険～最判平成２０年１０月７日判時２０３３号１１９頁）

②　非代位型　→　被害者に給付をした者（保険者や行政）は、損害賠償請求権を代位取得しない（狭義の損益相殺）。

※　非代位型は、損益相殺をしないと被害者が重複利得する側面があり、他方、損益相殺をすると当該公的給付によって賠償義務者が故なく免責される、という側面がある。（被害者と賠償義務者のどちらかに利得が生じる。）

損益相殺的な調整	
代位型（代位による権利喪失）	非代位型
法律や契約に基づいて代位が規定されており、代位により移転した分だけ、被害者の持つ損害賠償請求権が減る。 （私保険の例） 車両保険、人身傷害保険 （公的保険の例） 健康保険、介護保険、労災保険、公的年金保険	非代位型の場合、①損益相殺的な調整をするもの（＝狭義の損益相殺）と、②損益相殺的な調整をしないもの（＝被害者に重複利得を認める）に分かれる。 【①の例】 ・使用者が安全配慮義務により賠償責任を負う場合の労災保険給付 【②の例】 ・労働福祉事業による労災特別支給金 ・搭乗者傷害保険

３　保険代位の立法趣旨（本文 12 頁）

(1)　利得禁止原則①

保険給付を受けた被害者が、不法行為に基づく損害賠償請求権をも行使しうるとすると、被害者が二重に利得することとなる。これを阻止すること。

(2)　利得禁止原則②

被害者が保険給付を受けて満足し損害賠償請求権を行使しなければ、加害者は何らの出捐をせず賠償義務を免除されて不当な利得を受けることとなる。これを阻止すること。

(3)　利得禁止原則

利得禁止原則①と利得禁止原則②　→　あわせて「利得禁止原則」

立法趣旨としては、公的保険・私保険のいずれについても一般的な理解である。

４　私保険の保険代位に関する法令及び約款の規定（本文 13 頁）

私保険における保険代位については、保険法２５条が規律している。

（請求権代位）

第２５条　保険者は、保険給付を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する債権（債務の不履行その他の理由により債権について生ずることのある損害をてん補する損害保険契約においては、当該債権を含む。以下この条において「被保険者債権」という。）について当然に被保険者に代位する。

一　当該保険者が行った保険給付の額

二　被保険者債権の額（前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者債権の額から当該不足額を控除した残額）

２　前項の場合において、同項第一号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者は、被保険者債権のうち保険者が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る保険者の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

保険法２５条は片面的強行法であるから、この規律よりも被保険者に不利な（保険者に有利な）約款の条項は無効となる（保険法２６条）。当然、各種の保険約款もこれにしたがって、差額説を採用している。

５　公的保険の保険代位に関する法律の規定（本文 15 頁）

公的保険は、契約によって生ずる権利関係ではなく、法律の規定によって直接規律されている。

例えば、健康保険（公的医療保険）を例にすると、以下のような規律となる。

健康保険は、被保険者の傷病の原因が第三者による不法行為である場合にも適用され、被保険者が希望すれば健康保険給付は行われる。この場合、医療費を給付した保険者（市町村や健保組合）は、加害者に対して、保険給付をした限度で、被保険者債権（不法行為に基づく損害賠償請求権等）を代位取得することができる（国民健康保険法６４条１項、健康保険法５７条１項、高齢者医療法５８条１項、国家公務員共済組合法４７条１項、地方公務員等共済組合法５０条１項参照。レジメ本文末尾参照。）。

国民健康保険法６４条１項及び２項の規定は次のとおりである。

（損害賠償請求権）

第六十四条　市町村及び組合は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

２　前項の場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村及び組合は、その価額の限度において、保険給付を行う責を免かれる。

公的医療保険については、いずれも、上記とほぼ同様の文言で、保険代位に関する規定が置かれている。

また、公的医療保険以外でも、介護保険制度、公的年金制度、労災保険制度に関して、概ね同様の代位規定がある（レジメ本文末尾参照）。

どの法律の規定でも

１項は、保険代位により被保険者の有する損害賠償請求権を取得する旨の規定

２項は、保険給付をする前に損害賠償が履行された場合の支給免責の規定

である。

第３　保険代位の範囲に関する判例・学説・実務の概観

１　問題の所在（本文 16 頁）

⑴　全部保険の場合

【ケースＡ①】（車両保険・全部保険）
被害者Ｘが運転する同人所有のＸ車（自動車の価額３００万円）に、加害者Ｙの運転する車両が衝突し、Ｘ車が全損となった。
Ｘの契約している保険会社Ｔから、車両保険金３００万円が支払われた。

⑵　一部保険の場合

【ケースＡ②】（車両保険・一部保険）
被害者Ｘが運転する同人所有のＸ車（自動車の価額３００万円）に、加害者Ｙの運転する車両が衝突し、Ｘ車が全損となった。
ただし、【ケースＡ①】と異なり、車両保険の契約上の保険金額は２００万円であった。このため、保険会社Ｔからは、車両保険金として２００万円が支払われた。Ｘの被った損害は３００万円であるから、１００万円は未填補である。

ア　過失相殺がない場合

代位によりＴに移転する債権　２００万円
Ｘの手元に残る債権　１００万円

イ　過失相殺がある場合

【ケースＡ②】で、Ｘに３０％の過失がある場合。

・見解の対立あり。（絶対説・比例説・差額説）

※　被保険者債権（損害賠償請求権）の額は２１０万円である。
（計算）　３００万円×（100％－30％）＝２１０万円

(ｱ)　絶対説（保険者優先説、填補額代位主義、控除前相殺説）

・保険者Ｔがまず２００万円の損害賠償請求権を代位取得。
・Ｘの手元に残るのは、１０万円の損害賠償請求権。
→　「控除前（過失）相殺説」、絶対説

(ｲ)　比例説（相対説、比例代位主義、控除後相殺説）

昭和６２年最判②の採用していた見解。当時の商法６６２条１項の解釈について、「一部保険の比例分担の原則（当時の商法６３６条が採用）」にしたがって採用。

・保険者Ｔが１４０万円の損害賠償請求権を代位取得。
（計算ａ）　２１０万円×（２００万円/３００万円）＝　１４０万円
（計算ｂ）　２００万円×（１－０．３）＝　１４０万円
・Ｘの手元に残るのは、７０万円の損害賠償請求権。
→　「控除後（過失）相殺説」、比例説

(ｳ)　差額説（残額代位主義、損害額超過主義、被保険者優先説）

保険法２５条が採用した見解。被保険者が全額の填補を受けたことを前提として、それを超える過剰填補になる部分に限って代位を認めれば足りるとする。

・保険者Ｔは１１０万円の損害賠償請求権を代位取得。

・Ｘの手元には、１００万円の損害賠償請求権が残る。

→　この考え方は「控除前相殺説」でも「控除後相殺説」でもない。

(3)　問題点の整理

【ケースＡ②】×過失相殺３０％　の場合の各説の結論を整理すると、以下のとおりとなる。

【表１の１】　車両保険と代位による権利移転（その１）

見解	被保険者Xが填補を受ける額			保険会社Tが代位取得する損害賠償請求権	賠償義務者Yが支払う額
	車両保険金	損害賠償金	合計		
絶対説	¥2,000,000	¥100,000	¥2,100,000	¥2,000,000	¥2,100,000
比例説	¥2,000,000	¥700,000	¥2,700,000	¥1,400,000	¥2,100,000
差額説	¥2,000,000	¥1,000,000	¥3,000,000	¥1,100,000	¥2,100,000

※　損害賠償請求権2,100,000円を、黄色で塗ったとおり、被保険者と保険者で分け合うことになる。

２　私保険の保険代位の立法的解決（本文 18 頁）

(1)　保険代位の範囲に関する立法的解決（保険法２５条１項）

→　昭和６２年最判②は、比例説採用。（ただし、最判解説によれば、この事件の約款でも差額説が規定されていたが、当事者からは主張がされなかったので、商法６６２条１項の解釈問題として最高裁が判断）

→　平成２４年最判は、保険法改正前の約款に関する事案につき、絶対説で判断した原判決を破棄して、差額説（裁判基準差額説）を採用。

→　保険法（平成２０年）は２５条１項で、差額説を採用。

(2)　権利行使の優劣に関する立法的解決（保険法２５条２項）

３　対応原則（費目拘束）について（本文 19 頁）

対応原則とは、保険代位において「**代位の対象となる権利は、保険による損害てん補の対象と対応する損害についての賠償請求権に限られる**」とする原則。保険法成立以前から「保険法学においては自明のこと」と理解されている。保険法１８条・２５条は、対応原則を前提とする。

平成２４年最判は、明示的に対応原則を指摘。

代位の範囲の確定作業その１　対応原則の適用（対象となる被保険者債権の特定）

代位の範囲の確定作業その２　差額説（絶対説又は比例説）による計算

【ケースＡ③】（車両保険・一部保険）

被害者Ｘが運転する同人所有のＸ車（自動車の価額３００万円）に、加害者Ｙの運転する車両が衝突し、Ｘ車が全損となった。

また、Ｘ車は、事業用車両であり、代替車両を用意するまでの期間の休車損害が、別途８０万円発生しているので、Ｘの損害の合計額は３８０万円である。過失相殺は４０％であり、ＸのＹに対する損害賠償請求権は、２２８万円である。

Ｘが契約していた自動車保険の車両保険の約款では、車両保険の填補対象となる「損害」は、保険価額（全損の場合）又は修理費用（修理可能な場合）とされており、休車損害は填補対象ではない。

契約上の保険金額は２００万円であり、保険会社Ｔからは、車両保険金として２００万円が支払われた。Ｘの被った損害は３８０万円（車両損害３００万円＋休車損害８０万円）であるから、１８０万円は未填補である。

(1)　対応原則なし×絶対説

（作業１）被保険者債権は全体の損害賠償請求権（総額３８０万円、過失相殺後２２８万円）

（作業２）絶対説による計算。Ｔは２００万円を代位取得。

(2)　対応原則×絶対説

（作業１）被保険者債権は車両損害にかかる損害賠償請求権（損害額３００万円、過失相殺後１８０万円）

（作業２）絶対説による計算。保険給付額は２００万円だが、被保険者債権自体が１８０万円しかないので、これを全額取得することとなる。

(3)　比例説

比例説は対応原則を適用してもしなくても結論は同じ。Ｔは１２０万円を代位取得する。

（対応原則を無視した計算）２２８万円×（２００万円／３８０万円）＝１２０万円

（対応原則を適用した計算）１８０万円×（２００万円／３００万円）＝１２０万円

（簡便な計算）２００万円×（１－0.4）＝１２０万円

(4)　対応原則×差額説

（作業１）被保険者債権は車両損害にかかる損害賠償請求権（損害額３００万円、過失相殺後１８０万円）

（作業２）差額説による計算。Ｘが、保険給付額は２００万円に加えて、損害賠償請求権１８０万円を全て行使できるとすると、３８０万円を受領することになる。超過部分の８０万円についてＴが代位取得する。

(5)　対応原則なし×差額説

（作業１）被保険者債権は車両損害にかかる損害賠償請求権（損害額３８０万円、過失相殺後２２８万円）

（作業２）差額説による計算。Ｘが、保険給付額は２００万円に加えて、損害賠償請求権２２８万円を全て行使できるとすると、４２８万円を受領することになる。超過部分の４８万円についてＴが代位取得する。

(6)　対応原則の重要性

【表１の２】　車両保険と代位による権利移転（その２）

番号	見解	被保険者が填補を受ける額			保険会社が代位取得する損害賠償請求権	賠償義務者が支払う額
		車両保険金	損害賠償金	合計		
(1)	対応原則なし 絶対説	¥2,000,000	¥280,000	¥2,280,000	¥2,000,000	¥2,280,000
(2)	対応原則あり 絶対説	¥2,000,000	¥480,000	¥2,480,000	¥1,800,000	¥2,280,000
(3)	比例説	¥2,000,000	¥1,080,000	¥3,080,000	¥1,200,000	¥2,280,000
(4)	対応原則あり 差額説	¥2,000,000	¥1,480,000	¥3,480,000	¥800,000	¥2,280,000
(5)	対応原則なし 差額説	¥2,000,000	¥1,800,000	¥3,800,000	¥480,000	¥2,280,000

※　損害賠償請求権2,280,000円を、黄色で塗ったとおり、被保険者と保険者で分け合うことになる。

私保険については、差額説が片面的強行法となったので、(1)～(3)は採りえない。

保険法学の通説は(4)。一般的な裁判実務も(4)。私見も(4)。

(5)は当該保険の填補対象ではない損害まで考慮対象として代位額を決定しようとするものであり、無理がある。

※　(5)を採用するものとして、東京高判平成３０年４月２５日判時 2416 号 34 頁があるが、保険法学者からは批判が強く、その後の下級審裁判例も、これに従う裁判例はない。約款上の車両保険の填補の対象　→「全損の場合には自動車の価額」又は「修理可能な場合には修理費用」

４　公的保険の保険代位についての実務の状況（本文 25 頁）

公的保険（①労災保険と、②公的医療保険及び介護保険、③公的年金保険に大別）の実務状況を「(民事交通訴訟における）損益相殺的な調整」と「保険者による代位請求の実務」の二つの視点で検討する。

(1)　労災保険

ア　損益相殺的な調整

平成元年最判　→　民事交通訴訟では「絶対説」(控除前相殺説)

イ　保険者による代位請求の実務

必ずしも絶対説による請求がなされていない？　対応原則があるため、過失相殺を無視できず、「給付額×過失相殺」（＝比例説）により処理されている？

ウ　代位の範囲と損益相殺的な調整の齟齬

労災保険においては、

保険者が代位取得する債権額＝被害者が失う債権＝損益相殺的な調整をする額

が成り立っていない？

(2)　健康保険及び介護保険

ア　損益相殺的な調整

ほとんどが比例説で処理。ただし、稀に絶対説もある。

イ　保険者による代位請求の実務

保険者（市町村や健保組合）による求償の実務も、比例説で処理されている。

参考：昭和５４年４月２日厚生省保険発第２４号・社会保険庁庁保発第６号、昭和４９年１月２８日厚生省保険発第１０号・社会保険庁庁保発第１号、岩谷・井口 47～48 頁（厚労省の担当者執筆）、牧山 119 頁（自治体の代理人として国保の求償を行う弁護士）も「（平成元年最判にもかかわらず）健康保険の実務はほぼ一貫して控除後相殺説を採用しています。」と指摘。

ウ　代位の範囲と損益相殺的な調整の一致

健康保険の実務では

保険者が代位取得する債権額＝被害者が失う債権＝損益相殺的な調整をする額

が成り立っている。

では、労災保険と同一文言で、なぜ解釈・運用が違うのか？　それでよいのか？

(3)　公的年金

ア　損益相殺的な調整

比例説が多いが、絶対説による処理もある。

イ　保険者による代位請求の実務

代位請求において、絶対説なのか比例説なのかはわからない。

なお、代位及び支給停止については３６ヶ月に限定されている。

ウ　代位の範囲と損益相殺的な調整の関係

訴訟では「支払」の事実は明らかになることが多いが、その後、代位請求がなされているか、明らかにならないことが多い。

(4)　「問題の設定」と「説の呼称」について

この問題を「過失相殺と損益相殺（保険給付の控除）の先・後の問題」という問題として捉えることの是非。「控除前相殺説」と「控除後相殺説」の二者択一なのか？

→　しかし、この問題は「代位による権利移転の範囲」については、絶対説（控除前相殺説）、比例説（控除後相殺説）、差額説のいずれをとるべきか、という点（及び対応原則を適用するか）が本質的な問題である。そのこと自体は、平成元年最判を含め最高裁判例の拠って立つ大前提である。

高野②は「これまでの判例理論や学説の理論展開は、どちらかというと、損益相殺的調整の側面からの検討の比重が大きかったと言えよう。しかしながら、残された問題点に結論を出すにあたっては、既に結論が固まっている感のある労災保険給付の理解も合わせて、これまでの理論との整合性を慎重に検討するとともに、保険代位の理論を十分に踏まえて、保険者の代位する権利はどの限度なのかを合わせ検討しながら、理論全体を統合していく必要があるだろう。」と指摘。

前提知識のまとめ（本文 31 頁）

ここまでに述べてきた、保険代位に関する前提知識の要点は、次のとおりである。

⑴　民事交通訴訟において、被害者が、賠償義務者による弁済（又は賠償責任保険からの支払）以外の各種給付を受けていることがある。これらの給付について「損益相殺的な調整」を考えるにあたっては、代位型と非代位型を区別する必要があり、代位型について、「損益相殺的な調整」の根拠は、代位によって被害者の有する損害賠償請求権が、保険者に移転することによるものである。したがって、本来、

保険者が代位取得する債権額　＝　被害者が失う債権　＝　損益相殺的な調整をする額

という関係が成り立つはずである。

⑵　代位の範囲を決定する場合には、第一段階として「対応原則」を適用するという作業があり、その上で、第二段階として、絶対説、比例説、差額説のいずれかの考え方で代位の範囲を確定する。実務書では、「損益相殺的な調整」という問題設定のもとで、「過失相殺と既払金控除の計算上の先・後」という視点で問題を捉えているが、そのような問題の立て方自体、適切ではない。

⑶　第一段階の「対応原則」は、私保険においても、公的保険においても、無視することができない原則であり、裁判実務においても、これを前提とした運用が一般的であり、学説も支持している。

⑷　第二段階の問題は、私保険については保険法２５条により立法的解決が図られ、差額説が片面的強行法として規定され、判例上も徹底されている。

⑸　他方、公的保険に関する第二段階の問題については、「損益相殺的な調整の額」と「保険者が代位取得した債権額」とが一致していない（前記⑴に反する）実情がある。まず「損益相殺的な調整」の場面では、労災保険について絶対説が採用されており（平成元年最判）、健康保険については概ね比例説で運用されているものの絶対説の裁判例もある、という状況である。他方で、「保険者による代位求償」の場面では、健康保険の場合には例外なく比例説での実務運用がなされているし、労災保険についても、平成元年最判の存在にもかかわらず、比例説での求償がなされているとの指摘もある。

【設例１】

被害者Ｘは、自転車を運転中にＹ運転の自動車に衝突されて受傷し、１か月入院し、その後６ヶ月の通院治療を受け治癒した（後遺障害はない。）。最終的な損害額は以下のとおりである。

① 治療費

総額は1,000,000円であったが、これについては、Ｘの加入する健康保険（国民健康保険）を利用し、いわゆる「健保併用・一括手続」の処理となった。具体的には、700,000円をW市が国民健康保険給付として医療機関に支払い、残り300,000円（３割負担部分）はＹ側の対人社Ｔが医療機関に支払った。

② 休業損害　1,200,000円

③ 入通院慰謝料額　1,500,000円

※　上記以外の損害（入院雑費、通院交通費、文書料等）はないものとする。

Ｘは、過失相殺はないものとして、休業損害1,200,000円、慰謝料1,500,000円の合計2,700,000円の支払を求めて、Ｙを被告として提訴した。

上記事案において、裁判所は過失相殺４０％が相当と判断した場合、判決はどのようなものとなるか。

第４　設例１について

１　各説の結論（本文32頁）

【表２】　設例１に関する各説の結論

番号	見解	被害者Xが填補を受ける額			W市が代位取得する損害賠償請求権	賠償義務者Yが支払う額
		健康保険給付	損害賠償金	合計		
(1)	対応原則なし 絶対説	¥700,000	¥1,520,000	¥2,220,000	¥700,000	¥2,220,000
(2)	対応原則あり 絶対説	¥700,000	¥1,620,000	¥2,320,000	¥600,000	¥2,220,000
(3)	比例説	¥700,000	¥1,800,000	¥2,500,000	¥420,000	¥2,220,000
(4)	対応原則あり 差額説	¥700,000	¥1,920,000	¥2,620,000	¥300,000	¥2,220,000
(5)	対応原則なし 差額説	¥700,000	¥2,220,000	¥2,920,000	¥0	¥2,220,000

※　損害賠償請求権2,220,000円を、黄色で塗ったとおり、被保険者と保険者で分け合うことになる。

a　Ｘの総損害　3,700,000円

b　過失相殺４０％

c　ＸのＹに対する損害賠償請求権　2,220,000円

（計算）3,700,000円×（1−0.4）＝2,220,000円

d　治療費の総額　1,000,000円

e　治療費にかかる損害賠償請求権の額　600,000円

（計算）　1,000,000円×（1−0.4）

f　W市からの健康保険給付　700,000円

２　検討

(1)　絶対説

（論拠）

・文理解釈

・平成元年最判が労災保険法１２条の４の解釈で絶対説を採用。労災保険法１２条の４第１項と、国保法６４条１項の文言はほぼ同じ。

【絶対説の考える「重複填補」のイメージ】

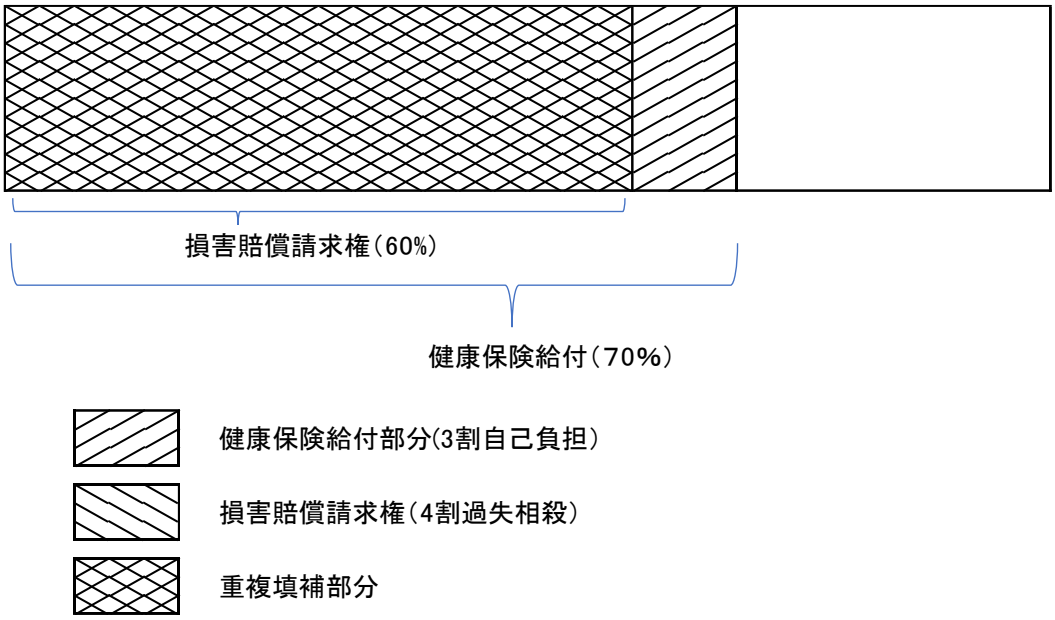

（批判）

・平成元年最判（労災に関するもの）自体に、反対意見があり。学説上も批判が強い。労災保険以外の他の保険に射程を及ぼすことが慎重であるべき。（労災保険の特殊な性格～事業主の賠償責任保険的な機能や保険料の負担者が被保険者ではないことなど）

・労災保険法１２条の４第１項「（政府は）保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。」や国保法６４条１項「（市町村等は）保険給付を行つたときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。」は、一般的な場合（過失相殺のない場合～抗弁のない場合）を想定している文言では？

→　代位の対象である損害賠償請求権に抗弁（過失相殺）が付着している場合に、移転する権利をどの範囲とすべきかについてまで想定していない。

・実務との乖離

賠償義務者Ｙと保険者W市の間では、比例説を前提に 420,000 円の支払（(3)の比例説）で解決している。→　損益相殺的調整の場面では絶対説をとると、ＹはＸに、1,620,000 円の支払いしかしない。→　賠償義務者Ｙは合計 2,040,000 円しか支払わなくてよいことになる。　→　健康保険が存在することで、賠償義務者の賠償義務が「減る」という結果となってしまい、かえって利得禁止原則②に反する。

(2)　比例説

（論拠）

・「重複填補」となるのは、あくまでも、賠償義務者の過失部分のみ。填補が重なり合う部分は、過失割合部分に限られる。代位の範囲は、比例説によって算定すべきである。

【比例説の考える「重複填補」のイメージ】

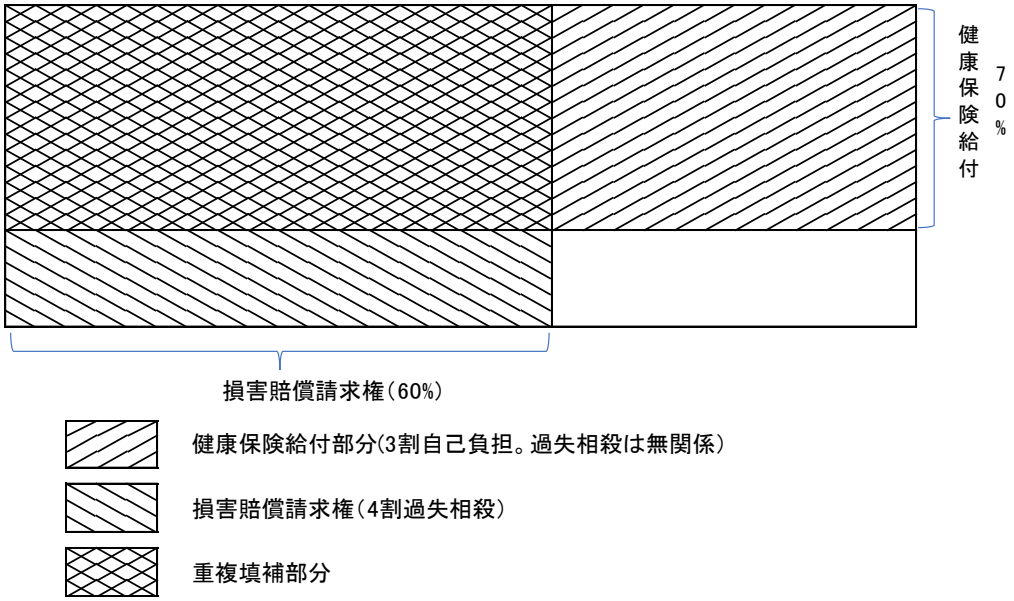

・各保険の性質や代位制度の趣旨・目的（利得禁止原則）から解釈をすれば、比例説を採用すること（重複填補となるのは、あくまでも賠償義務者が賠償すべき部分、すなわち加害者側の過失部分のみである、という理解。あるいは、代位の対象となる損害賠償請求権に過失相殺の抗弁が付着した状態で移転するものとの理解）は、特に文理に反しない。

・健康保険の求償実務における比例説の定着～【設例１】のようなケースでは、対人社ＴとＷ市との間では、実務上、比例説で処理している。

→　絶対説は不合理（賠償義務者が健康保険で利益を得る＝利得禁止原則②違反

→　差額説も不合理。賠償義務者が過大な負担を負う。

・実務が比例説をとる理由の補足

(3)　差額説（私見）

（論拠）

ア　保険代位制度の趣旨

前記第２の３で指摘したとおり、保険代位制度の立法趣旨は、「被害者の過剰利得の阻止」（利得禁止原則①）及び「賠償義務者の不当な免責の阻止」（利得禁止原則②）にある。

保険事故によって被保険者に発生した損害が全部填補されていない状況において、保険者による代位取得を優先させる（被保険者債権の全部または一部を奪いとる）ことは、制度の趣旨（利得禁止原則）に反する。

・平成２０年最判の判示「（当時の老人保健法４１条１項の代位規定の立法趣旨について）同項が設けられたのは，医療給付によって医療受給者の損害の一部がてん補される結

果となった場合に，医療受給者においてて補された損害の賠償を重ねて第三者に請求することを許すべきではないし，他方，損害賠償責任を負う第三者も，てん補された損害について賠償義務を免れる理由はないことによるもの」と判示。「医療に関して支払われた価額等を市町村長が取得した損害賠償請求権によって賄うことが，同項の主たる目的であるとは解されない。」　同様の判示は、平成３０年最判にも見られる。

【差額説の考える「過剰填補」のイメージ】

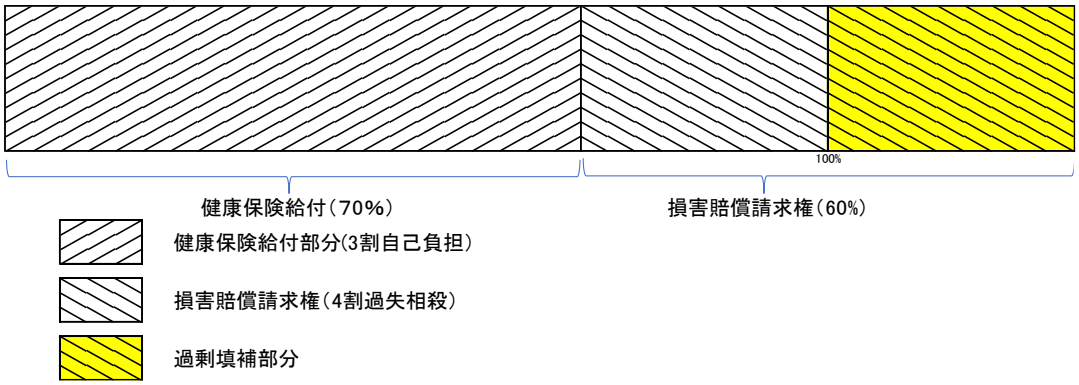

イ　利益衡量

絶対説の利益衡量　　被害者　＜　保険者

比例説の利益衡量　　被害者　＝　保険者

差額説の利益衡量　　被害者　＞　保険者

ウ　平成元年最判と近時の最高裁判例との不整合について

(ｱ)　公的保険に関する平成２０年最判、平成３０年最判

(ｲ)　私保険（人身傷害保険）に関する平成２４最判、令和４年最判、令和５年最判～差額説の徹底（保険者の利益よりも、被害者・被保険者の利益優先）

(ｳ)　平成元年最判の射程は労災保険のみにしか及ばない。

エ　保険法２５条（公的保険に直接適用なし。もっとも代位制度の趣旨は同様であるから、あえて別異の解釈をとるべきではない。）

オ　文理解釈

カ　実務上の使いやすさについて

実務上、比例説が優れている点（使いやすい点）は否定できない。

差額説も、対応原則を厳格に適用すれば、十分、実用的である。

キ　小括

第５　設例２について

【設例２】

平成２２年１月５日、横断歩道を青信号で歩行中の被害者Ｘを、交差点を右折してきた加害者Ｙ運転のトラックがはねた。過失割合は、Ｘ０：Ｙ１００である。

Ｘは重度の脳外傷により、事故後、遷延性意識障害となり、入院を継続することとなった。Ｙは自動車保険（対人社Ｔ社）に加入していたので、いわゆる健保併用・一括手続の形（具体的には以下のような方法）で、治療費が支払われることとなった

- Ｘは病院に健康保険証を提示し、医療費の点数は国民健康保険の基準にしたがって算定される。
- 病院は、毎月、国民健康保険の保険者である自治体（Ａ市）に医療費の７割分を請求し、対人社Ｔ社には３割分を請求する。
- Ａ市は健康保険給付として病院に医療費の７割分をいったん支払うが、後日、国民健康保険法６４条１項に基づき、その額を対人社Ｔ社に請求する。

Ｘの意識は回復せず、平成２５年６月３０日をもって「症状固定」と診断された（Ｘは当時３４歳）。ただし、症状が重篤で、医療的ケアが必要であるため、そのまま療養型病床での入院を継続することとなった。この時点で、Ｔ社は、治療費の支払を打ち切った（症状固定時までの約３年半にＴ社が病院及びＡ市に支払った治療費の総合計は約５６００万円である。）。

平成２５年７月１日以降の入院医療費は、Ｘの国民健康保険（高額療養費給付を含む）を利用することとなり、Ｘの医療費の自己負担はほぼゼロであるが、Ａ市が病院に支払っている国民健康保険給付の額は、月額７０万円（年額約８４０万円）であった。

平成２５年１０月頃、Ｘは、Ｙに対して民事交通訴訟を提起した。Ｘの請求額には、将来医療費が含まれていた。Ｘ主張の将来医療費は、年額８４０万円の医療費が余命期間（４６年）分発生するものとして、次のとおりの計算であった。

8,400,000 円　×　17.8801　＝　150,192,840 円

これに対し、Ｙは「Ｘは将来も国保から健康保険の給付を受けることができるから、年間 8,400,000 円もの損害は発生しない。Ｘの自己負担額は年額２０万円程度にすぎず、将来医療費はこの自己負担額を基準に計算すべきである。」と主張した。

（小問１）　裁判所は、将来医療費にかかる損害賠償額の算定にあたり、どのように計算すべきか。なお、同事件の口頭弁論終結は、症状固定から３年後の平成２８年６月３０日とする。

（小問２）　Ａ市は、症状固定後、ＸＹ間の民事交通訴訟の口頭弁論終結日（平成２８年６月３０日）までに給付した健康保険給付２５２０万円についても、国保法６４条１項に基づいて請求したがＴ社は「症状固定後の医療費については支払わない。」として支払を拒絶した。そこで、平成２８年８月１０日、Ａ市は、症状固定後の３年間分（平成２５年７月～平成２８年６月分）の入院医療費２５２０万円について、Ｙに支払を求めて提訴した。Ａ市の請求は認められるか。

（小問３）　仮に、Ｘの主張が認められて、Ｘが 150,192,840 円（ないしこれに近い額）の将来医療費にかかる損害賠償金を受領した場合、Ａ市は、その後も、Ｘに対する健康保険給付を継続すべきか。

設例２は、将来にわたり高額な医療費が発生する事案。公的給付との調整問題。

１　小問１について（本文 46 頁）

Ｙの主張（①将来給付されると見込まれる公的保険給付を損害から控除すべき、②将来給付されると見込まれる公的給付を考慮して損害算定をすべき）は国保法６４条に反する。

(1)　口頭弁論終結前までの既給付分

平成２８年６月３０日（口頭弁論終結保険）までに給付済みのものは、国民健康保険であれば国保法６４条１項、ただちに代位・移転する。

Ｘは、その限りで、損害賠償請求権を失う。

Ｙの損害賠償債務は消滅しない。支払う相手が変更になるのみ（小問２）。

(2)　口頭弁論終結後の将来医療費の計算

ア　法律の規定

国保法６４条２項「前項の場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村及び組合は、その価額の限度において、保険給付を行う責を免かれる。」

・ＸがＹから将来医療費名目の賠償金を受領した場合には、Ａ市は健康保険給付の義務を免れるから、Ｙが主張するような「二重取り」という事態は、そもそも生じない。

・Ｙの主張は、国保法６４条２項に正面から抵触する。

イ　健康保険実務

厚労省は、健康保険や介護保険につき、求償と支給免責の適正な実施を指示。

・第三者行為の届け出義務（国保法施行規則３２条の６）、保険者の調査権限（国保法１１３条、１１３条の２参照）。

・近年の裁判例。東京地判平成２６年１１月２７日自保ジャ１９３７号では、通常の交通事故の損害賠償請求事件に、介護保険給付を行った自治体が独立当事者参加している。そして、判決書では「参加人（注：自治体）は、原告一郎からの照会に対し、原告一郎が被告から将来介護費用の支払を受けた場合は、介護保険法２１条２項に基づき給付免責となるから、介護保険給付をしない旨回答している」と明示されている。

・「第三者行為による保険給付と損害賠償請求権に係るＱ＆Ａ」（平成 28 年 3 月 31 日改訂版）では、賠償義務者と被害者（被保険者）が、将来介護料について自己負担額のみを損害として示談した場合（Ｙの主張するような考え方による示談）には、「錯誤による無効を主張し得ると考えられる。」と指摘。

ウ　最高裁判例との関係

平成５年大法廷判決は、将来給付される可能性のある公的給付（地方公務員等共済組合法に基づく遺族年金）を損害から控除しうるかについて、次の通り判示。

不法行為と同一の原因によって被害者又はその相続人が第三者に対する債権を取得した場合には、当該債権を取得したということだけから右の損益相殺的な調整をすることは、原則として許されないものといわなければならない。けだし、債権には、程度の差こそあれ、履行の不確実性を伴うことが避けられず、現実に履行されることが常に確実であるということはできない上、特に当該債権が将来にわたって継続的に履行されることを内容とするもので、その存続自体についても不確実性を伴うような場合には、当該債権を取得したということだけでは、これによって被害者に生じた損害が現実に補填されたものということができないからである。…損益相殺的な調整を図ることが許されるのは、当該債権が現実に履行された場合又はこれと同視し得る程度にその存続及び履行が確実であるということができる場合に限られる

→　東京地裁交通部の裁判官が執筆した文献(LP シリーズ)や、渡邉裁判官の論文等でも、将来の給付分を控除することは否定。

エ　下級審裁判例について

札幌地判平成２８年３月３０日自保ジャ１９９１号１頁（健康保険。【設例２】のモデルである)、大阪地判平成２３年１月２７日交民４４巻１号１２３頁（介護保険)、大阪地判平成２７年９月４日自保ジャ１９６２号（健康保険)、福岡地判平成１７年７月１２日自保ジャ１６１２号（介護保険)、さいたま地判平成１７年２月２８日交民３８巻１号２９９頁（介護保険）等。

(3)　結論

200,000 円×2.7232＋8,400,000 円×（17.8801－2.7232）

＝544,640 円＋127,317,960 円＝127,862,600 円

２　小問２について（本文 51 頁）

小問２については、Ａ市の請求は認められる。（国保法６４条１項）

３　小問３について（本文 51 頁）

Ａ市は、国保法６４条２項により、支給停止をする。

ただし、Ｘからすると、127,862,600 円は、これが枯渇するまで支給停止をされるとなると、本来は「４６年分」の医療費が１５年で消えることになり、不合理。この点は、Ａ市とＸで何らかの調整が必要。

【設例３】

被害者Ｘ（事故当時１２歳）は、自転車に乗って走行中、加害者Ｙ運転の乗用車にはねられて受傷し、約５年間入院加療を続けたが、意識は回復せず、症状固定と診断された（診断名は遷延性意識障害）。自賠責保険では、別表第１の１級１号の後遺障害等級の認定を受けた。

なお、Ｙは任意自動車保険に加入しており、対人社はＴ社である。

Ｘは、事故から５年半後に、病院を退院し、在宅介護を開始した。Ｘは、障害者総合支援法を利用しながら、月間５４０時間は、職業介護人（重度訪問介護）による介護を受け、夜間や休日は家族による介護を受けている。重度訪問介護等による市町村からの給付額は、概ね月額１３０万円である（年額１５６０万円。代理受領となるので、毎月、市町村から事業者に直接支払われる。）。

Ｘは、Ｙに対し、民事交通訴訟を提起することとした。

（小問１）　上記訴訟において、Ｘは、後遺障害逸失利益及び将来介護費用について、定期金賠償を求めることができるか。

（小問２）　上記訴訟において、将来介護費用については、どのような判決をすべきか。また、判決後、障害者総合支援法の給付と賠償の支払の損益相殺的な調整はどのように行われるべきか。

（小問３）　上記訴訟において、定期金賠償を認める判決が言い渡され、確定した。①その後、Ｙが破産し、免責決定を受けた場合、Ｔ社はＸに対し、定期金賠償で認められた賠償金の支払義務があるか。②また、Ｙが破産免責を受けた後、１０年が経過し、賃金センサスの額が３割程度上昇したので、Ｘは、事情変更に基づいて後遺障害逸失利益の定期金の額について増額を求める訴え（民事訴訟法１１７条）を提起することとした。この場合、訴えの相手方（被告）は誰か。

（小問４）　小問３のケースで、逆に、介護状況が変化して毎月の介護にかかる費用が大幅に減った場合（施設入所となり、施設の費用が月額９０万円となり、近親者の在宅介護の負担もなくなった場合）、Ｔ社は、Ｘに対して、介護料にかかる定期金の減額を求める訴え（民事訴訟法１１７条）を提起することができるか。Ｔ社が原告となれない場合、誰が原告として訴えを提起できるか。

（小問５）　上記訴訟において、Ｘは、加害者との間で、後遺障害逸失利益及び将来介護費用について定期金賠償を内容とする訴訟上の和解をした。定期金賠償を内容とする訴訟上の和解をした場合に、Ｘ又はＹは、事情変更に基づいて定期金の変更を求める訴え（民事訴訟法１１７条）を提起することができるか。

第６　定期金賠償について

１　定期金賠償に関する議論の経過（本文 53 頁）

⑴　平成８年までの議論

１９６５年に公表された倉田卓次判事の論文（倉田①）が嚆矢。

民訴法改正（以下「平成８年改正」）で民事訴訟法１１７条（変更判決制度）新設。

ア　大審院昭和３年３月１０日大審院民集７巻１５２頁

イ　名古屋地判昭和４７年１１月２９日判時 696 号 205 頁、控訴審の名古屋高判昭和４９年８月３０日判時 769 号 53 頁

ウ　札幌地判昭和４８年１月２３日下級裁判所民事判例集 24 巻１～4 号 24 頁

エ　千葉地判昭和５７年１２月２４日交民 15 巻 6 号 1692 頁

オ　仙台地判昭和５８年２月１６日判時 1116 号 110 頁

カ　昭和６２年最判①は、「損害賠償請求権者が訴訟上一時金による賠償の支払を求める旨の申立をしている場合に、定期金による支払を命ずる判決をすることはできないものと解するのが相当であるから、定期金による支払を命じなかった原判決は正当である。」と判示。

⑵　民訴法１１７条の新設

一問一答（立法担当者による平成８年改正の解説書）130 頁でも、変更判決の典型例は、後遺障害逸失利益であると想定されている。

⑶　平成８年改正後の議論状況

平成８年以降は、昭和４０～５０年代のようなインフレーション（物価や賃金水準の上昇、貨幣価値の下落）は見られなくなり、変更判決制度による、原告側のメリットがなくなる。

訴訟において紛争の一回的解決ができないことのデメリットは大きく、原告側からの定期金賠償の申立がなされる例は少なかった。

他方、重度後遺障害に関する将来介護費用の金額が高額化。むしろ、被告側が定期金賠償を主張し。

平成８年以降令和２年最判までの間、後遺障害事案において、定期金賠償が問題となった公刊物掲載裁判例は【別表】のとおり、３７例ある。ほぼすべて将来介護料に関する事案であり、原告が後遺障害逸失利益について定期金賠償を求めている事例は１例（【別表】の１６番）のみ。

２　令和２最判（本文 56 頁）

⑴　事案概要

被害者　事故当時４歳の男児

事故態様　道路を横断しようとした男児が、トラックにはねられたもの。

過失相殺　２割（確定判決の結論）

症状固定時の被害者の年齢　１０歳

後遺障害の内容　自賠法施行令別表２の３級３号（高次脳機能障害）

⑵　争点と当事者の主張

ア　１審原告の主張

① 前記１で述べた定期金賠償が提唱されて以降の議論の経緯や過去の裁判例

② 民事訴訟法１１７条の条文自体が「口頭弁論終結後に、後遺障害の程度、賃金水準その他の損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合」と例示していること

③ 立法担当者の解説でも後遺障害逸失利益は定期金賠償の対象となる典型例とされていたこと

④ 本件原告の労働能力喪失期間が症状固定時から５０年以上の長期にわたりその間の貨幣価値や賃金水準の変化は想定が困難であること

⑤ １審被告の主張①は、単なるドグマ。既に平成１１年最判解説で「(損害既発生の）ドグマを貫くことは、平成八年判決の本旨とするところではないように思われる。」と指摘されている。

⑥ １審被告の主張②については、対人社が被告に含まれる本件については全く理由にならない。【別表】の裁判例のとおり、むしろ保険会社（対人社）側が将来介護料について（被害者の意に反して）定期金賠償を求めている事例のほうが多い。

イ １審被告の主張

① （理論的理由）平成８年最判①及び平成８年最判②が、後遺障害逸失利益についていわゆる「継続説」(症状固定した後に、被害者が別の原因で死亡したとしても、逸失利益の算定にあたっては考慮しないとする見解）を採用している。特に平成８年最判①は「労働能力の一部喪失による損害は、交通事故の時に一定の内容のものとして発生しているのであるから、交通事故の後に生じた事由によってその内容に消長を来すものではなく、その逸失利益の額は、交通事故当時における被害者の年齢、職業、健康状態等の個別要素と平均稼働年数、平均余命等に関する統計資料から導かれる就労可能期間に基づいて算定すべきものであ」る、と判示しているから、後遺障害逸失利益の定期金賠償は認められない。

② （実務的な理由）損害賠償のために、当事者を５０年以上拘束するのは合理的ではなく、当事者（特に、任意保険がついていない場合には、被害者と加害者本人）が長期間の定期金賠償を強いられることになり、紛争の一回的解決の要請に反する。

(3) １審及び控訴審の判断

１審及び控訴審は、１審原告の主張を認め、後遺障害逸失利益について、定期金賠償を認めた。

(4) 上告審の判断

１審被告が上告。

最高裁も、後遺障害逸失利益についての定期金賠償を肯定した。判旨は、以下のとおりである（全文は、別途資料集参照)。

同一の事故により生じた同一の身体傷害を理由とする不法行為に基づく損害賠償債務は１個であり，その損害は不法行為の時に発生するものと解される（最高裁昭和４３年（オ）第９４３号同４８年４月５日第一小法廷判決・民集２７巻３号４１９頁，最高裁昭和５５年（オ）第１１１３号同５８年９月６日第三小法廷判決・民集３７巻７号９０１頁等参照)。し

たがって，被害者が事故によって身体傷害を受け，その後に後遺障害が残った場合において，労働能力の全部又は一部の喪失により将来において取得すべき利益を喪失したという損害についても，不法行為の時に発生したものとして，その額を算定した上，一時金による賠償を命ずることができる。しかし，上記損害は，不法行為の時から相当な時間が経過した後に逐次現実化する性質のものであり，その額の算定は，不確実，不確定な要素に関する蓋然性に基づく将来予測や擬制の下に行わざるを得ないものであるから，将来，その算定の基礎となった後遺障害の程度，賃金水準その他の事情に著しい変更が生じ，算定した損害の額と現実化した損害の額との間に大きなかい離が生ずることもあり得る。民法は，不法行為に基づく損害賠償の方法につき，一時金による賠償によらなければならないものとは規定しておらず（７２２条１項，４１７条参照），他方で，民訴法１１７条は，定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えを提起することができる旨を規定している。同条の趣旨は，口頭弁論終結前に生じているがその具体化が将来の時間的経過に依存している関係にあるような性質の損害については，実態に即した賠償を実現するために定期金による賠償が認められる場合があることを前提として，そのような賠償を命じた確定判決の基礎となった事情について，口頭弁論終結後に著しい変更が生じた場合には，事後的に上記かい離を是正し，現実化した損害の額に対応した損害賠償額とすることが公平に適うということにあると解される。

そして，不法行為に基づく損害賠償制度は，被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し，加害者にこれを賠償させることにより，被害者が被った不利益を補塡して，不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり，また，損害の公平な分担を図ることをその理念とするところである。このような目的及び理念に照らすと，交通事故に起因する後遺障害による逸失利益という損害につき，将来において取得すべき利益の喪失が現実化する都度これに対応する時期にその利益に対応する定期金の支払をさせるとともに，上記かい離が生ずる場合には民訴法１１７条によりその是正を図ることができるようにすることが相当と認められる場合があるというべきである。

以上によれば，交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めている場合において，上記目的及び理念に照らして相当と認められるときは，同逸失利益は，定期金による賠償の対象となるものと解される。

３　定期金賠償のメリットとデメリット（本文 58 頁）

(1)　メリット

ア　被害者が受領できる金額が増えること

裁判実務における一時金賠償方式　→　インフレを想定（利殖は５％。現在は３％）。

他方、インフレ下で必然的に想定される物価・賃金水準の上昇は無視。→被害者に酷。

【表４】　令和２年最判のケースにおける一時金賠償と定期金賠償の差額

年度	年齢	年収	5%ﾗｲﾌﾟﾆｯﾂ	現在価値
2012年	10歳		0.95238095	
2013年	11歳		0.90702948	
2014年	12歳		0.86383760	
2015年	13歳		0.82270247	
2016年	14歳		0.78352617	
2017年	15歳		0.74621540	
2018年	16歳		0.71068133	
2019年	17歳		0.67683936	
2020年	18歳	¥5,296,800	0.64460892	¥3,414,365
2021年	19歳	¥5,296,800	0.61391325	¥3,251,776
2022年	20歳	¥5,296,800	0.58467929	¥3,096,929
2023年	21歳	¥5,296,800	0.55683742	¥2,949,456
2024年	22歳	¥5,296,800	0.53032135	¥2,809,006
2025年	23歳	¥5,296,800	0.50506795	¥2,675,244
2026年	24歳	¥5,296,800	0.48101710	¥2,547,851
2027年	25歳	¥5,296,800	0.45811152	¥2,426,525
2028年	26歳	¥5,296,800	0.43629669	¥2,310,976
2029年	27歳	¥5,296,800	0.41552065	¥2,200,930
2030年	28歳	¥5,296,800	0.39573396	¥2,096,124
2031年	29歳	¥5,296,800	0.37688948	¥1,996,308
2032年	30歳	¥5,296,800	0.35894236	¥1,901,246
2033年	31歳	¥5,296,800	0.34184987	¥1,810,710
2034年	32歳	¥5,296,800	0.32557131	¥1,724,486
2035年	33歳	¥5,296,800	0.31006791	¥1,642,368
2036年	34歳	¥5,296,800	0.29530277	¥1,564,160
2037年	35歳	¥5,296,800	0.28124073	¥1,489,676
2038年	36歳	¥5,296,800	0.26784832	¥1,418,739
2039年	37歳	¥5,296,800	0.25509364	¥1,351,180
2040年	38歳	¥5,296,800	0.24294632	¥1,286,838
2041年	39歳	¥5,296,800	0.23137745	¥1,225,560
2042年	40歳	¥5,296,800	0.22035947	¥1,167,200
2043年	41歳	¥5,296,800	0.20986617	¥1,111,619
2044年	42歳	¥5,296,800	0.19987254	¥1,058,685
2045年	43歳	¥5,296,800	0.19035480	¥1,008,271
2046年	44歳	¥5,296,800	0.18129029	¥960,258
2047年	45歳	¥5,296,800	0.17265741	¥914,532
2048年	46歳	¥5,296,800	0.16443563	¥870,983
2049年	47歳	¥5,296,800	0.15660536	¥829,507
2050年	48歳	¥5,296,800	0.14914797	¥790,007
2051年	49歳	¥5,296,800	0.14204568	¥752,388
2052年	50歳	¥5,296,800	0.13528160	¥716,560
2053年	51歳	¥5,296,800	0.12883962	¥682,438
2054年	52歳	¥5,296,800	0.12270440	¥649,941
2055年	53歳	¥5,296,800	0.11686133	¥618,991
2056年	54歳	¥5,296,800	0.11129651	¥589,515
2057年	55歳	¥5,296,800	0.10599668	¥561,443
2058年	56歳	¥5,296,800	0.10094921	¥534,708
2059年	57歳	¥5,296,800	0.09614211	¥509,246
2060年	58歳	¥5,296,800	0.09156391	¥484,996
2061年	59歳	¥5,296,800	0.08720373	¥461,901
2062年	60歳	¥5,296,800	0.08305117	¥439,905
2063年	61歳	¥5,296,800	0.07909635	¥418,958
2064年	62歳	¥5,296,800	0.07532986	¥399,007
2065年	63歳	¥5,296,800	0.07174272	¥380,007
2066年	64歳	¥5,296,800	0.06832640	¥361,911
2067年	65歳	¥5,296,800	0.06507276	¥344,677
2068年	66歳	¥5,296,800	0.06197406	¥328,264
	合計	¥259,543,200	12.297306	¥65,136,371

イ　変更判決による増額が可能であること

①　インフレに適切に対応できること

②　後遺障害の増悪への対応

③　介護状況の変化による費用増加に対する対応

(2)　デメリット

ア　紛争の長期化

イ　変更判決による減額が可能であること

ウ　変更判決の要件の不明確さ（実験台）

エ　人身傷害保険金の受領が不安定となる。

オ　逸失利益の額が低く評価されるリスク

(ｱ)　逸失利益の損害評価に関する裁判実務

逸失利益の本質については、現実損害説（差額説）、労働能力喪失説、修正差額説等がある。

(ｲ)　定期金賠償と現実損害説の親和性

(ｳ)　変更判決による減額リスク

「事情変更」をどうみるか。～後遺障害の改善、賃金水準の変化とは別の事情で、一時金賠償であれば問題とならないような減額が為されるリスクがある。

(ｴ)　定期金賠償が否定されるリスク

カ　公的保険給付（健康保険・介護保険）及び福祉的給付の受給との関係の複雑化

キ　対人社（保険会社）の破綻

(3)　被害者に対する定期金賠償の説明

４　令和２年最判の後の定期金賠償に関する裁判例（本文 65 頁）

令和２年最判の後の裁判例は【別表】のとおり３例。いずれも否定例。

５　未解決の論点（設例３の検討）（本文 65 頁）

(1)　原告（被害者）の申立が定期金賠償の要件か

・「一回的・終局的な解決となる判決」と「一生紛争が続く判決」は全く異質なもの。原告が明示的に反対しているのに定期金賠償を命じることは処分権主義違反。又は、令和２年最判のいう「相当性」が著しく欠ける。

(2)　定期金賠償の要件～「相当性」の中身

私見では、将来の経済情勢の変動（物価、賃金水準、貨幣価値の変動）を見通すことは何人にも不可能であること　→　１５年程度の喪失期間を超えれば相当性はある

（小問１）については、約５０年という長期間における賃金水準や貨幣価値の変動は全く予測不能であることからすれば、後遺障害逸失利益の定期金賠償が認められるべきと考える。

反対説としては、島﨑裁判官（東京地裁交通部）。

(3)　変更判決はどのような場合に認められるのか。

変更判決が認められる「著しい事情の変更」とは？

こうした事情変更の「量」の問題とは別に、後遺障害逸失利益に関する事情変更の「質」の問題もある。「事情変更」とは何か？

【ケースＢ】　被害者（子供）が片足の膝関節の下での欠損（５級）の後遺障害を残した事案で、平均賃金を基礎収入として７９％喪失を前提に逸失利益の定期金賠償を命ずる判決がなされたケースで、被害者が成人し、大企業に就職して賃金センサスの平均賃金よりも多い収入を得ている場合（減額判決ができるか）

【ケースＣ】　ケースＢで、被害者が成人し、インフレーションにより賃金センサスの平均賃金は判決時の１．５倍程度に上昇している反面、被害者は、平均賃金の５割程度の賃金を得ている場合（増額判決ができるか？）

【ケースＤ】　被害者（３０代男性・肉体労働者）が、足関節可動域制限（１０級）の後遺障害となり、判決時点では前職を退職して無収入であった。裁判所は、実際の年収（４５０万円）を基礎収入として２７％を喪失したものとして、定期金賠償を命ずる判決がなされたケースで、その後、被害者は、事務系の仕事に再就労し、判決の５年後には年収が６５０万円となった場合（定期金の減額判決ができるか。）

(4)　定期金賠償の和解と変更判決

（小問５）→　定期金賠償で和解をした場合に、変更判決を求めることができるのか。

・大島判事「和解においては、民訴法１１７条の類推適用ができないとするのが多数説」

・私見でも、①民訴法１１７条の条文が「確定判決」と明記していること（立法技術上、「訴訟上の和解」という文言を入れるのは容易であるのに、入れていない。）、②和解をする当事者は、紛争を一回的・終局的に解決することを意図していることが通常であること、③変更の必要がある場合には、何らかの指標（政府の公表する消費者物価指数あるいは賃金センサス）等をもとに変更の条件や比率を定めた和解条項（スライド条項）を盛り込むことも可能であること、からすれば、和解の場合には変更判決は認められないと考える。

(5)　死亡逸失利益の定期金賠償

死亡逸失利益についての定期金賠償については、裁判例では否定例が多い。

肯定例は、東京地判平成１５年７月２４日判タ 1135 号 184 頁、津地裁四日市支判平成１６年１０月１４日公刊物未掲載が見られる程度。

(6)　賠償義務者の死亡や破産

（小問３）①　→　Ｙが破産・免責となってもＴ社には賠償金支払義務あり。

（小問３）②　→　Ｔは直接的には被告にできない可能性あり。

（小問４）　→　対人社Ｔが、原告適格がない？

(7)　公的給付との調整

定期金賠償の場合には、長期間にわたる定期金の支払と並行して給付される公的給付との調整という問題が継続的に生じ得る。

（小問２）→　公的給付の存在によって、賠償義務者による支払義務がなくなることは背理。